

函館市公印規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第 4 6 号

函館市公印規則の一部を改正する規則

函館市公印規則（昭和 3 8 年函館市規則第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 2 の表整理番号 1 の項中「被保険者資格証明書，」を削り，同表整理番号 2 の項中「被保険者証，被保険者証兼高齢受給者証」を「資格確認書」に改める。

附 則

この規則は，令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。